

就学援助制度についてのお知らせ

三川町では、経済的な理由などでお困りの方のために、小学生・中学生の保護者を対象に学用品費、給食費など就学費用の一部を援助する制度を設けています。制度の対象者条件や援助の内容は下記のとおりとなります。なお、支給には申請が必要ですので、三川町教育委員会担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

対象となる方

- ・三川町に住所のある児童生徒の保護者の方、または三川町が設置する小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で次の①②いずれかに該当する方
- ① 生活保護を受けている方
- ② ①に準ずる程度に生活が困窮していると教育委員会が認定した方かつ次のいずれかに該当し、収入状況等の審査によって認定された方
 - (1) 生活保護が停止又は廃止を受けた
 - (2) 町民税の減免を受けている者
 - (3) 国民年金の減免を受けている者
 - (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている者
 - (5) 児童扶養手当の支給を受けている者
 - (6) 主たる収入者が就業先の倒産等により失業中である、又は破産した者
 - (7) 災害、事故等により生活が困窮していると認められる者
 - (8) 保護者が死亡し、親戚縁者等に引き取られた児童生徒を養育する者
 - (9) 家族に長期入院の者がいる、又は身体障害者及び知的障がい者がいる場合で、著しく経済的負担を及ぼしている者
 - (10) その他教育委員会が認める特別な理由がある者

援助の内容

援助の費目	年上限額（小学校）	年上限額（中学校）
学用品費	11,630 円	22,730 円
通学用品費（第1学年を除く）	2,270 円	2,270 円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,600 円	2,310 円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,690 円	-
生徒会費	4,650 円	5,550 円
PTA 会費	3,450 円	4,260 円
新入学児童生徒学用品費等	54,060 円	63,000 円
修学旅行費	22,690 円	60,910 円
給食費	実費	
オンライン学習通信費	1 世帯に 14,000 円	



認定の基準となる目安

人数	家族構成の例	※年所得額（目安）
2人	父または母（28才）・子（6才）	245万円程度
3人	父（39才）・母（37才）・子（12才）	270万円程度

※家族全員の収入について審査します。

※家族の年齢、家族構成、居住状況（持家・アパート等）により認定の増減があります。

新入学学用品・通学用品費の入学前支給について

小学校入学前でも購入したランドセル等の新入学学用品分を支給することができます。

◆対象となる条件◆

- ・翌年度の4月に三川町立の小学校及び中学校に入学予定の園児・児童の保護者であること
- ・1ページ目 **対象となる方** の①または②に該当すること

※世帯全員の収入等や親族等からの援助の状況などにより、対象とならない場合もあります。

◆支給内容と支給額◆

- ・新入学にあたっての学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、上履き等）購入にかかった費用を支給いたします。（1ページ目の **援助の内容** のとおり）

◆申請の手続き◆ 提出期限：入学前年の12月20日

- ① 教育委員会（役場2階）で申請書を受け取ります。（手続きの詳細を説明します）
- ② 申請書を記入し、民生児童委員さんから証明を受けます。
- ③ 添付書類を準備します。
- ④ 全ての書類を教育委員会に提出します。（←ここまでを12月20日までに行っていただきます）

※注意事項※

- ・入学前に三川町外へ引越される場合や、世帯の状況が変わって就学援助に該当しなくなった場合は支給の対象となりません。

◆申請後の流れ◆

- ・1月：認定決定となった方に郵送でお知らせします。
認定となった方は購入した証明（領収書）などを教育委員会に提出
- ・3月：指定口座に支給額を振り込みします。

申請・問合せ先

すでに小学校・中学校に入学していても随時申請することができます。まずはご相談ください。

三川町教育委員会 教育課 学校教育係 ☎：0235-35-7022（直通）